

神奈川県ひとり親家庭住宅支援資金の貸付に関するご案内

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組むひとり親の方に住居の借り上げに必要となる資金を貸付けることで、就職またはより高い所得が見込まれる就労につなげ、自立の促進を支援します。

対象者

次の①～④の要件を**全て**満たす方

- ①神奈川県内に住民登録（横浜市、川崎市、相模原市を除く）があり、返還免除になるまで住民登録を継続する見込みがあるひとり親の方
- ②賃貸住宅の賃料を支払っている方
- ③児童扶養手当を受給している方または児童扶養手当を受給している方と同等の所得水準の方（同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方は対象とする。）
- ④「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(※)に基づくプログラムの策定を受け、就職またはより高い所得が見込まれる就労を目指している方

※母子・父子自立支援プログラムとは

現に20歳未満の児童を扶養しているひとり親の方と面談し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、ひとり親の方の就労・自立を支援します。

貸付内容

- (1) 貸付額
月額上限 7 万円以内
※住居確保給付金等を受給している方は、その差額が貸付額となります。
- (2) 貸付期間
最長12か月
- (3) 対象となる資金の使途
入居している住宅の家賃（管理費・共益費を含む）
※保険料、駐車料等の費用は対象外です。
- (4) 貸付利息
無利子（連帯保証人不要）
- (5) 貸付金の返還
返還免除要件を満たさなくなった場合は、返還となります。
 - ・償還期間：5 年（60 か月）以内
 - ・延滞利子：返還すべき額（残元金）に対して年 3 %（最終返還期限までに返還完了できなかった場合）
- (6) 返還の免除
次のいずれかに該当し、返還免除申請及び証明書類を提出した場合は、貸付金の返還が免除されます。
 - ・初回の貸付を受けた月から 1 年以内に就職し、1 年間就業を継続した場合
 - ・初回の貸付を受けた月から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等を行い、1 年間就業を継続した場合

＜貸付申請の前に＞

- ・まずは貸付対象者となる要件や返還免除となる要件などを確認してください。
- ・住宅支援資金の貸付を受けながら、就業し自立を目指す場合は、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターまたはお住まいの市の福祉事務所において、「自立支援プログラム」の策定を受けてください。
(※横浜市、川崎市、相模原市にお住まいの方は除きます)

機関名	電話番号	対象者
神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	0466-90-3601	下記の市以外にお住まいの方
横須賀市こども家庭支援センター こども給付課	046-822-0133	横須賀市にお住まいの方
平塚市健康・こども部 こども家庭課	0463-21-9843	平塚市にお住まいの方
厚木市健康こどもみらい部 子育て給付課	046-225-2241	厚木市にお住まいの方
大和市こども部こども総務課	046-260-5608	大和市にお住まいの方
海老名市保健福祉部こども育成課	046-235-7878	海老名市にお住まいの方
綾瀬市こども家庭センター こども家庭担当	0467-77-1133	綾瀬市にお住まいの方

＜貸付申請＞

- ・自立支援プログラムの策定を受けたら「住宅支援資金貸付の手引き」に基づき、必要書類を準備してください。自立支援プログラムの有効期限は発行日から3か月です。この有効期限内に申請書を提出してください。
- ・申請に必要な書類が整ったら、神奈川県社会福祉協議会へ提出してください。
- ・貸付申請書等の様式は、神奈川県社会福祉協議会のホームページ
(<https://www.knsyk.jp/service/hitorioya-jutaku>) から入手できます。

【問合せ先】

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部
(ひとり親家庭住宅支援資金貸付担当)
〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2
TEL 045-311-8753 FAX 045-312-6302
受付時間 平日 8:30~12:00、13:00~17:15